



# 島根県報

平成23年3月29日（火）

号外第44号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

# 告 示

## 島根県告示第247号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	吉田奥出雲線	雲南市吉田町深野676番6地先から同20番4地先まで	前	メートル 4.00～33.00	メートル 384.00	道路改良工事 拡幅	
			後	17.00～127.00	384.00		
〃	大東東出雲線	雲南市大東町小河内47番1地先から同747番5地先まで	前	A	4.00～30.00	雲南県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.00～62.00		
			後	B	9.00～62.00		
〃	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部1396番20地先から同1340番1地先まで	前	7.00～12.00	220.00	出雲県土整備事務所	拡幅
			後	10.00～17.00	220.00		
〃	湯里停車場 祖式線	大田市温泉津町湯里1300番9地先から同番18地先まで	前	A	4.00～5.00	県央県土整備事務所大田事業所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 管理協定締結
				B	4.00～6.50		
		後	B	4.00～6.50	35.00		
		大田市温泉津町湯里1300番2地先から同番1地先まで					

## 島根県告示第248号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部1396番20地先から同1340番1地先まで	メートル 220.00	平成23年 3月29日	出雲県土整備事務所	